

(2) 福祉事務所の長又は町村長は、(1)の届出に基づき療育手帳の記載事項を訂正し、これを返付するとともに、当該届出書を交付申請があった場合の例により、都道府県知事に進達するものとする。

(3) (1)の届出が他の都道府県の区域に住所を移した場合であるときは、新住所地の都道府県知事は当該届出があった旨旧住所地の都道府県知事に通知するものとする。

なお、この場合、新住所地の都道府県における療育手帳の利用上必要がある場合は、既に交付されている手帳の訂正、返付にかえて、新たな手帳を交付することもさしつかえないものとする。

3 療育手帳の再交付

療育手帳をなくしたとき、記載欄に余白がなくなったとき等は療育手帳の再交付を行うものとし、この場合の申請手続きは、交付の申請の例によるものとする。

4 療育手帳の返還

療育手帳の交付を受けた者又はその保護者は、交付を受けた者が交付対象者に該当しなくなったとき又は死亡したとき、その他療育手帳を必要としなくなったときは、これを都道府県知事に返還することとする。

第六 交付台帳の作成等

1 都道府県知事は、次の事項を記載した療育手帳交付台帳を作成するものとする。

- (1) 交付番号及び交付年月日
- (2) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 障害の程度及びその確認に関する事項
- (4) 旅客運賃割引の種別
- (5) 保護者の氏名、住所及び続柄
- (6) 再交付の年月日及び理由

2 都道府県知事は、療育手帳の交付を受けていた者が他の都道府県の区域に住所を移したとき、又は療育手帳の返還があったときは、当該療育手帳に関する部分を交付台帳よりまっ消するものとする。

3 児童相談所及び知的障害者更生相談所の長は、療育手帳に関する必要な事項を児童記録票又は指導台帳に記録するものとする。

4 福祉事務所の長及び福祉事務所を設置しない町村の長は、療育手帳の交付の申請及び交付に関する必要な記録簿を作成するものとする。

第七 その他の事項

1 すでに都道府県において、知的障害者を対象とした手帳が交付されているときは、できるだけすみやかにこの制度による手帳に切り換えるようにされたい。切り換えが困難な場合であって、都道府県知事からの協議に基づき本職が承認したものについては、さし当り既存の手帳をこの制度による手帳として取り扱うものとする。

- 2 前記第一～第六に示した事項のほか、各種の届出、通知の様式、関係機関相互の通知等事務処理上必要な事項については、各都道府県知事が定めるものとする。
- 3 要綱又はこの通知により都道府県知事が行うものとされている事務については、各都道府県の実情に応じ、福祉事務所、児童相談所又は知的障害者更生相談所の長に委任できるものとする。
- 4 各都道府県知事は、療育手帳制度について実施要綱を定めるものとし、定めた場合はすみやかにその写しを本職あて送付されたい。

別添様式 略

7 知的障害者更生相談所一覽

[都道府県]

平成14年4月1日現在

地区名	名 称	〒	所 在 地	電話番号	Fax 番号
北海道	北海道立心身障害者総合相談所	064-0944	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-613-5401	011-613-5401
青森県	青森県知的障害者更生相談所	036-8065	弘前市大字西城北1-3-7	0172-32-8437	0172-34-6167
岩手県	岩手県福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9613	019-629-9619
宮城県	宮城県知的障害者更生相談所	980-0014	仙台市青葉区本町1-4-39	022-224-1491	022-217-1322
秋田県	秋田県障害者相談センター	010-1602	秋田市新屋下川原町2-3	018-823-1637	018-863-4377
山形県	山形県知的障害者更生相談所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-622-2543	023-627-1114
福島県	福島県知的障害者更生相談所	960-8002	福島市森合町10-9	024-536-3861	024-536-3861
茨城県	茨城県福祉相談センター	310-0011	水戸市三の丸1-5-38	029-221-4992	029-221-6098
栃木県	栃木県知的障害者更生相談所	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7877	028-665-7831
群馬県	群馬県心身障害者福祉センター	371-0843	前橋市新前橋町13-12 社会福祉総合センター内	027-254-1010	027-254-2299
埼玉県	埼玉県総合リハビリテーションセンター	362-8567	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-2218
千葉県	千葉県障害者相談センター	266-0005	千葉市緑区菅田町1-45-2	043-291-6872	043-291-8488
東京都	東京都心身障害者福祉センター	162-0052	新宿区戸山3-17-2	03-3203-6141	03-3203-6185
神奈川県	神奈川県立総合療育相談センター	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-5700	0466-84-2970
新潟県	新潟県中央知的障害者更生相談所	950-0121	中蒲原郡亀田町向陽4-2-1	025-381-1111	025-381-8939
	新潟県新発田知的障害者更生相談所	957-0016	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9131	0254-26-0022
	新潟県長岡知的障害者更生相談所	940-0865	長岡市四郎丸町字沖田237-1 地域福祉センター内	0258-35-8500	0258-35-7265
	新潟県六日町知的障害者更生相談所	949-6621	南魚沼郡六日町大字六日町21-20	0257-70-2400	0257-72-8123
	新潟県上越知的障害者更生相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	0255-24-3355	0255-26-4662
山梨県	山梨県障害者相談所	400-0005	甲府市北新1 2-12 山梨県福祉プラザ内	055-254-8671	055-254-8675
長野県	長野県知的障害者更生相談所	380-0923	長野市若里1570 1	026-228-0441	026-228-0247
富山県	富山県知的障害者相談センター	939-8222	富山市蛸川459 1	076-428-0240	076-428-0241
石川県	石川県知的障害者更生相談所	920-8557	金沢市本多町3 1-10	076-223-9557	076-223-9556
福井県	福井県総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2 3-36	0776-24-5138	0776-24-5138
岐阜県	岐阜県知的障害者更生相談所	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	058-273-1111	058-275-5097
静岡県	静岡県中央知的障害者更生相談所	422-8031	静岡市有明町2 20	054-286-9229	054-286-9185

地区名	名 称	〒	所 在 地	電話番号	Fax 番号
静岡県	静岡県伊豆知的障害者更生相談所	415-0016	下田市中531-1 伊豆健康福祉センター内	0558-24-2038	0558-24-2159
	静岡県東部知的障害者更生相談所	410-0055	沼津市高島本町1-3	0559-20-2086	0559-20-2191
	静岡県西部知的障害者更生相談所	430-0915	浜松市東田町87	053-458-7189	053-458-7165
愛知県	愛知県中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250	052-950-2355
	愛知県西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2779	0564-22-2902
	愛知県東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4	0532-54-6465	0532-54-6466
三重県	三重県知的障害者福祉センターはばたき	514-0818	津市城山1-12-2	059-238-0191	059-235-3353
滋賀県	滋賀県障害者更生相談所	525-0072	草津市笹山8-5-130	077-563-8448	077-562-4334
京都府	京都府知的障害者更生相談所	602-0915	京都市上京区中立売通小川東入3-445	075-415-0095	075-415-2232
大阪府	大阪府知的障害者更生相談所 (大阪府知的障害者サポートセンター)	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-5 社会福祉会館内	06-6768-0817	06-6768-8097
兵庫県	兵庫県立知的障害者更生相談所	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 福祉センター内	078-242-0737	078-242-0736
奈良県	奈良県知的障害者更生相談所	636-0393	磯城郡田原本町多722	07443-2-0210	07443-2-0650
和歌山県	和歌山県子ども・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見琴ノ浦1437-218	073-445-7314	073-446-0036
鳥取県	鳥取県福祉相談センター	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-6215	0857-21-3025
島根県	島根県立松江知的障害者更生相談所	690-0823	松江市西川津町3090-1	0852-21-3168	0852-21-3163
	島根県立出雲知的障害者更生相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0007	0853-21-0047
	島根県立浜田知的障害者更生相談所	697-0023	浜田市長沢町1428-6	0855-22-0178	0855-22-2319
	島根県立益田知的障害者更生相談所	698-0041	益田市高津町2561-2	0856-22-0083	0856-22-0075
岡山県	岡山県知的障害者更生相談所 (本所)	700-0952	岡山市平田407	086-243-1711	086-243-1397
広島県	広島県立知的障害者更生相談所	734-0003	広島市南区宇品東4-1-28	082-254-0381	082-254-0382
山口県	山口県知的障害者更生相談所	753-0214	山口市大内御堀922-1	083-922-7511	083-922-7513
徳島県	徳島県知的障害者更生相談所	770-0942	徳島市昭和町5-5-1	088-622-1288	088-622-0534
香川県	香川県知的障害者相談所	760-0004	高松市西宝町2-6-32	087-862-8861	087-862-4154
愛媛県	愛媛県知的障害者更生相談所	790-0824	松山市御幸2-3-45	089-922-5040	089-923-9234
高知県	高知県立療育福祉センター (更生相談班)	780-8081	高知市若草町10-5	088-844-4477	088-844-4478
福岡県	福岡県障害者更生相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-1055	092-586-1065
佐賀県	佐賀県総合福祉センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5 総合福祉センター内	0952-26-1212	0952-23-4679
長崎県	長崎県長崎知的障害者更生相談所	852-8114	長崎市橋1町21-2	095-844-6166	095-844-1849

地区名	名 称	〒	所 在 地	電話番号	Fax 番号
長崎県	長崎県佐世保知的障害者更生相談所	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080	0956-24-5087
熊本県	熊本県福祉総合相談所	862-0939	熊本市長嶺南2-3-3	096-381-4411	096-381-4412
大分県	大分県知的障害者更生相談所	870-0889	大分市在隈5丁目	097-547-1209	097-546-1399
宮崎県	宮崎県知的障害者更生相談所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551	0985-28-5894
鹿児島県	鹿児島県鹿児島知的障害者更生相談所	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003	099-264-3044
	鹿児島県大島知的障害者更生相談所	894-0012	名瀬市小俣町20-2	0997-53-6070	0997-53-1532
沖縄県	沖縄県知的障害者更生相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-394	098-886-2900	098-886-6531

[指定都市]

地区名	名 称	〒	所 在 地	電話番号	Fax 番号
札幌市	札幌市知的障害者更生相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26-1-1	011-622-8670	011-622-8703
仙台市	仙台市障害者更生相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5311	022-219-5313
千葉市	千葉市障害者相談センター	260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208-2 ハーモニープラザ内	043-209-8823	043-209-8826
横浜市	横浜市障害者更生相談所	222-0035	横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0631	045-473-0809
川崎市	川崎市障害者更生相談所	211-0035	川崎市中原区井田3-16-1	044-754-4552	044-755-8387
名古屋市	名古屋市知的障害者更生相談所(知的障害者センターサンハート)	456-0073	名古屋市熱田区千代田町20-26	052-678-3810	052-683-8221
京都市	京都市知的障害者更生相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25 京都市児童福祉センター内	075-801-9182	075-801-9183
大阪市	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-6562	06-6797-8222
神戸市	神戸市障害者更生相談所	652-0802	神戸市兵庫区水木通2-1-10 神戸市立心身障害者福祉センター内	078-512-4453	078-577-6211
広島市	広島市知的障害者更生相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-3695	082-261-0545
北九州市	北九州市立障害福祉センター	802-8560	北九州市小倉北区馬借1-7-1 総合保健福祉センター内	093-522-8724	093-522-8772
福岡市	福岡市障害者更生相談所	810-0072	福岡市中央区長浜1-2-8	092-713-8900	092-715-3587

合計73か所

【共 通】

1——標準団体における職員配置（交付税算定基礎） 〔平成13年度〕

〈道府県分—社会福祉費〉

※規模は、人口170万人を標準に想定

第五 職員配置 細目	細節	課長	職員A	職員B	計
1 社会福祉事業費	(1) 社会福祉共通費	1	5	4	10
	厚生共通職員	—	33	8	41
	(5) 婦人相談所費	—	7	—	7
	小計	1	45	12	58
2 児童福祉費	(1) 児童福祉共通費	1	12	4	17
	(5) 児童相談所費	—	(19) 39	4	(19) 43
	(6) 児童一時保護所費	—	6	2	8
	(8) 母子・寡婦福祉対策費	—	5	—	5
	小計	1	62	10	73
3 青少年対策費	青少年保護育成費	—	4	1	5
4 身体障害者福祉費	(1) 身体障害者共通費	1	7	3	11
	(4) 身体障害者更生相談所費	—	(8) 11	2	(8) 13
	小計	1	18	5	24
5 知的障害者福祉費	(1) 知的障害者福祉司設置費	—	(8) 8	—	(8) 8
	(2) 知的障害者保護費	—	4	1	5
	小計	—	12	1	13
6 遺家族等援護費	都道府県援護事務費	—	5	3	8
7 国民健康保険費	国民健康保険費	1	8	2	11
8 児童手当費	児童手当費	—	—	1	1
9 児童扶養手当費	児童扶養手当費	—	2	2	4
	計	4	(35) 156	37	(35) 197

職員Aは、係長級、職員Bは、一般職に相当する。

(注) () 内は、各項目の福祉司の数であり内書である。

(身体障害者更生相談所は、標準団体、人口170万で、3か所を想定。知的障害者保護費の職員Aの4人の内、3人が更生相談所分)

2———身体障害者福祉司の現員と交付税 積算基礎人員との比較

都道府県市	人口	配置現員 A	交付税積算基礎人員 B	交付税積算人員に対する増減
北海道	3, 846	4 (18)	16	-3
青森	1, 474	1	8	-7
岩手	1, 413	4	8	-4
宮城	1, 357	4	6	-2
秋田	1, 184	1	8	-7
山形	1, 241	2	8	-7
福島	2, 127	3 (7)	10	-4
茨城	2, 992	2	13	-4
栃木	2, 010	5	9	-4
群馬	2, 031	4	10	-6
埼玉	5, 927	10	25	-15
千葉	5, 073	3	22	-19
東京都	12, 138	1	50	-49
神奈川県	5, 109	0(5)	21	-19
新潟	2, 473	0(16)	12	-4
富山	1, 121	1	7	-6
石川	1, 182	0(4)	8	-6
福井	830	4	7	-3
山梨	890	1(6)	6	-2
長野	2, 223	3	10	-7
岐阜	2, 111	0(2)	10	-9
静岡	3, 781	1(7)	17	-13
愛知	4, 910	2	20	-18
三重	1, 861	2	9	-7
滋賀	1, 353	2(7)	7	-2
京都府	1, 179	2	6	-4
大阪府	6, 209	6	26	-20
兵庫県	4, 068	3	17	-14
奈良	1, 442	0	8	-8
和歌山	1, 066	2(2)	7	-4
鳥取	613	1	6	-5
島根	761	1	7	-6
岡山	1, 953	0(2)	9	-8
広島	1, 750	1(8)	7	-2
山口	1, 524	0(2)	8	-7
徳島	822	2(2)	7	-4
香川	1, 022	4	7	-3
愛媛	1, 491	1(5)	8	-5
高知	813	0(1)	7	-7
福岡	2, 670	0(3)	12	-11
佐賀	876	0(2)	7	-6
長崎	1, 513	3	8	-5
熊本	1, 860	5	9	-4
大分	1, 221	1	8	-7
宮崎	1, 169	1	6	-5
鹿児島	1, 783	2	8	-6
沖縄	1, 329	3	7	-6
札幌市	1, 822	0(3)	8	-7
仙台市	1, 008	0(4)	7	-5
千葉市	887	2	6	-4
横浜市	3, 426	0(6)	16	-13
川崎市	1, 249	2	8	-6
名古屋市	2, 171	3	10	-7
京都市	1, 467	0(7)	8	-5
大阪市	2, 598	6	12	-6
神戸市	1, 493	2	8	-6
広島市	1, 126	1	7	-6
北九州市	1, 011	0(1)	7	-7
福岡市	1, 341	3	7	-4
(さいたま市)	(1, 051)	(7)	(3)	(-4)

(注) 1 常勤の身体障害者福祉司は1人、非常勤は0.5人として換算
2 埼玉県は平成15年4月、さいたま市が政令指定都市発足後で補正
3 配置現員Aは、平成12年度厚生科学特別研究「法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方に関する検討」報告書の更生相談所実態調査の回答結果による。
4 交付税積算基礎人員Bは、都道府県補正係数で補正したものであること。

3 知的障害者福祉司の現員と交付税積算基礎人員との比較

都道府県市	人口	配置現員A	交付税積算基礎人員B	交付税積算人員に対する増減
北海道	3846	0(20)	6	4
青森	1474	0 (1)	3	-3
岩手	1413	1	3	-2
宮城	1357	2	2	0
秋田	1184	1 (1)	3	-2
山形	1241	1 (4)	3	0
福島	2127	1	4	-3
茨城	2992	1 (1)	5	-4
栃木	2010	1 (4)	4	-1
群馬	2031	1	4	-3
埼玉	5927	4	9	-5
千葉	5073	0 (5)	8	-6
東京都	12138	5 (4)	18	-11
神奈川県	5109	0 (5)	8	-6
新潟	2473	0(29)	4	10
富山	1121	2	3	-1
石川	1182	0 (4)	3	-1
福井	830	0	3	-3
山梨	890	1 (1)	3	-2
長野	2223	0	4	-4
岐阜	2111	1	4	-3
静岡	3781	0(10)	6	-1
愛知	4910	0 (2)	8	-7
三重	1861	3	3	0
滋賀	1353	0	3	-3
京都府	1179	2	2	0
大阪府	6209	6	10	-4
兵庫県	4068	5	6	-1
奈良	1442	0 (4)	3	-1
和歌山	1966	0 (3)	3	-2
鳥取	613	0 (4)	2	0
島根	761	0 (8)	2	2
岡山	1953	0 (1)	3	-3
広島	1750	0	3	-3
山口	1524	0	3	-3
徳島	822	1	3	-2
香川	1022	1(14)	3	5
愛媛	1491	0 (3)	3	-2
高知	813	0 (4)	3	-1
福岡	2670	0 (3)	5	-4
佐賀	876	0 (1)	3	-3
長崎	1513	1 (3)	3	-1
熊本	1860	1 (3)	3	-1
大分	1221	1	3	-2
宮崎	1169	0	2	2
鹿児島	1783	1 (4)	3	0
沖縄	1329	0 (5)	3	-1
札幌市	1833	2	3	-1
仙台市	1014	0 (4)	3	1
千葉市	895	1 (1)	3	-2
横浜市	3461	0 (4)	6	-4
川崎市	1266	1	3	-2
名古屋市	2177	1	4	-3
京都市	1467	3	3	0
大阪市	2609	5	4	1
神戸市	1503	2	3	1
広島市	1129	0 (1)	3	-3
北九州市	1008	0 (1)	3	3
福岡市	1354	0 (2)	3	-2
(さいたま市)	1051	1	3	2

(注) 1 常勤の知的障害者福祉司は1人、他職との兼務は0.5人以下として換算（非常勤の換算人数の少数点は切り捨て）
 2 埼玉県は平成15年4月、さいたま市が政令指定都市発足後で補正
 3 配置現員Aは、平成12年度厚生科学特別研究「法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究」報告書の更生相談所実態調査の回答結果による。
 また、右の括弧書きにある数字は、他職との兼務であることを示す。
 4 交付税積算基礎人員Bは、都道府県補正係数で補正したものである。